

令和元年9月30日

陳 情 文 書 表

文 教 常 任 委 員 会

陳情番号	10	付議年月日	元 . 9 . 6
件名	県立養護学校高等部知的部門におけるスクールバスについての陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>現在、県立養護学校知的部門の児童は高等部に進学すると、中学部まで乗車出来たスクールバスに、乗車出来なくなります。その理由と目的は、自立と社会参加とされています。公共交通機関での自立通学訓練は、卒業後の進路のためには意味がないことではありません。しかし、交通不便地域に立地する養護学校では通学送迎が保護者にとって、大変重い負担となっています。時間や労力を少しでも回避するために、スクールバスに代わって、自宅から車両送迎しているケースが多々あり、本来の目的と大きくかい離している現況です。</p> <p>養護学校のスクールバスは、知的部門において高等部でも乗車できるよう、保護者へ乗車希望の有無を聴取する機会を与えて頂けるよう陳情致します。また送迎や自立通学が非常に困難なケースがあることから、早急な改善を切望致します。一律に乗車不可とするのではなく、段階的な自立訓練の視点を含め、制度設計が図られますよう、県議会からの提言をお願いします。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>養護学校の高等部においては、実際に自立通学訓練を行い、自立通学が卒業までにできる児童数は統計がなく、学校送迎の現場を見ていると視覚的には1割に及ばない状況です。全国一律に高等部は乗車不可としているわけではありません。関西圏は乗車できます。県内の養護学校高等部で乗車を一部可能としましたが、まだ2校に限定されています。公共交通機関の不便な地域では、何度も乗り換えを重ね、大人の通勤でも耐え難い距離において、日々の自立通学を強いる現在のシステムは、無理があります。</p> <p>通学送迎の付添いに要す、多大な時間（登下校の送迎で、1日約6時間かかるケースなど）と労力は、日々保護者が負担を担うか、多額の福祉財源を費やし、福祉事業者が車両での送迎を行っている状況です。養護学校には1日何十台もの送迎車両が入出庫します。結果、学校の登下校時は役職、専門職の先生方が、どんな悪天候であろうと日々、交通整理に要す相当な時間を割いています。特別支援学校における、本来の教員の業務なのか、疑義を呈せざるをえません。</p> <p>県教育委員会からは、6月に各学校長宛に高等部のスクールバス乗車についてアンケートが実施され、先の定例会では常任委員会において、4校11名の児童が希望しているが、乗車できていないという実態があるとの答弁であったと聞き及んでいます。</p> <p>しかし、希望の有無について、入学受験から在校中まで、保護者へ聴取された機会はなく、どのような調査内容と結果に至った回答なのか懐疑的に捉えます。</p> <p>アンケート調査の質問趣旨を踏まえ、実態の把握について、改めて精査して頂きたい所存です。</p> <p>最後に、今後も高等部のスクールバス乗車が出来ないなら、早急に以下の要件について、個別の事情を考慮し、特例措置を図って頂きたいと、列挙します。</p>			

- ①一人親家庭で主たる生計者が送迎者である場合、かつ自立支援事業者での送迎がサービス供給上の問題から確保できない場合。
- ②公共交通機関での通学が1時間半程度かかる児童については継続乗車か、もしくは、ポイント地点を変更し送迎時間の短縮ができる場合。
- ③行動援護を要し、身体的な歩行困難が著しく、高等部在学中、個別教育計画において、登下校の自立通学訓練の目標記載が明らかに見込めない児童の場合。

上記のような条件においては、乗車を陳情致します。またスクールバスは空席が総体的に不足しているとは限らず、現在でも対応可能と推察します。諸事情への対処を学校長判断に一任せず、県教育委員会から、各学校へ乗車に値するケースを通知し、学校現場の混乱なきよう配慮を重ねて要望致します。